

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

16 供用時の温室効果ガスの予測について	1
17 切土・盛土の高さについて	24
18 透水管の位置と河川水路への排水状況について	29
19 浸出水の水質について	33
20 盛土や重機の走行等による透水管の破損や浸出水のルートについて	35
21 切土する汚染土壌について	36
22 建設発生土について	40
23 悪臭の状況に関する記載について	43

令和8年6月
横 浜 市

16 供用時の温室効果ガスの予測について

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

質問なのですが、説明資料のスライド37ページに環境影響要因の抽出の項目が書かれているのですが、供用時のところに温室効果ガスの項目がないということで、この点について伺いさせていただきます。

準備書の5-7ページの表5.1.4(1)にはこの事業の中でエネルギーを必要とする施設が少なく、温室効果ガスの発生がわずかであるということが書かれているのですが、実際にはこれだけ大きな事業であるということと、施設の夜間の利用状況等にもよるとは思うのですが、それ以外にも街路の部分といったところに、照明機器等が設置されることを考えても、この項目は必要なのではないかと思いました。準備書の2-40ページの「2.3.10 地球温暖化対策」の中に、再生可能エネルギーを載せることや今後の機器導入の話などについて検討します、ということが明記されていますので、供用時にも、環境評価項目として追記されるべきではないかと、説明を伺って思いましたので、それについて伺いたいということが1点です。

【令和7年度第11回審査会ご意見②】

このような建物を新設される時は、特に行政が関わっている事業では、やはり温室効果ガスを外してはいけないと思いますので、是非供用時の温室効果ガスを追記する方向で検討いただければと思います。

【事業者の見解】

委員からのご意見を踏まえ、供用時における温室効果ガスを環境影響評価項目として選定し、予測、評価を行います。

これらの内容は、環境影響評価書に反映します。環境影響評価書においては、「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」は表16-1(2)、「環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由(供用時)」は表16-2(2)のとおり変更します。なお、準備書からの変更箇所は赤字又は赤字で示すとおりです。また、環境影響評価書に反映する予測及び評価結果は、p.4～22に示すとおりです。

さらに、準備書「第8章 8.2 事後調査項目の選定」については、「事後調査項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)」を表16-4(2)のとおり変更します。

表 16-1 (1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表
(準備書 p.5-2 表 5.1.2)

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時		
			建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の供用	
						利用の変化 施設の存在・土地	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	—	—	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	○	—	—	○	—	—
		植物	○	—	—	○	—	—
		生態系	○	—	—	○	—	—
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—
		交通混雑	—	—	○	—	—	○
		歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観	景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○
	文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—

表 16-1 (2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表
(赤字：準備書からの変更箇所)

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時		
			建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の供用	
						利用の変化 施設の存在・土地	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	—	○	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	○	—	—	○	—	—
		植物	○	—	—	○	—	—
		生態系	○	—	—	○	—	—
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—
		交通混雑	—	—	○	—	—	○
		歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観	景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○
	文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—

表 16-2 (1) 環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（供用時）
（準備書 p.5-7 表 5.1.4 (1)）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	公園及び墓園整備事業では、エネルギーを必要とする施設は少なく温室効果ガスの発生はわずかであるため、環境影響評価項目として選定しません。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、公園及び墓園整備事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う大気汚染の発生の要因はありません。

表 16-2 (2) 環境影響評価項目の選定した理由・選定しない理由（供用時）
（赤字：準備書からの変更箇所）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
環境影響評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	施設の運営に伴い、設備機器等の稼働により、定常的に温室効果ガスが排出されるため、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域には、自然環境の残された地域が存在し、公園及び墓園整備事業により、自然環境の一部改変や創出が行われ、動物・植物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営に伴う大気汚染の発生の要因はありません。

次頁以降に、準備書「第6章 6.1 温室効果ガス」に係る修正を記載します。温室効果ガスについて、準備書では工事の施工中のみを対象としていたため、施設の運営に伴い排出する温室効果ガスについて、調査、予測、評価の概要の追加、一部調査項目の追加、予測、評価の追加を行いました。詳細は次頁以降に示すとおりです。

なお、準備書「第6章 6.1 温室効果ガス」をすべて記載すると煩雑となるため、追加、修正する場所を抜粋して記載しています。四角枠の記載は、内容を分かり易くするための補助の記載となります。次頁で、追加、修正する箇所を赤字で示します。

6.1 温室効果ガス（準備書 p. 6.1-1）

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、**供用時は施設の運営に伴う**温室効果ガスの排出が想定されます。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中**及び供用時の**温室効果ガスの排出量の把握と、その排出抑制に向けた公園及び墓園整備事業の環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

準備書 p. 6.1-3 の前に、次頁に示す**【施設の運営に伴い排出する温室効果ガス】**のページを追加します。

【建設機械の稼働に伴い排出する温室効果ガス】及び**【工事用車両の走行に伴い排出する温室効果ガス】**の記載に修正はありません。

【施設の運営に伴い排出する温室効果ガス】

項目	結果等の概要	評価書 該当ページ
調査結果の概要	- 本市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と本市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。 2022年度の本市での温室効果ガス総排出量(速報値)は、1,640.8万tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2021年度と比べて産業部門、運輸部門において増加していますが、家庭部門、業務部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門において減少しています。また、一人当たりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。 「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、横浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で50%、2050年までに実質ゼロを目指しています。また、「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」では、温室効果ガス排出量の削減目標(2013(平成25)年度比)を市役所全体で50%、庁舎等で72%と設定しています。	—
環境保全目標	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。	—
予測結果の概要	施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、電力由来が992.06tCO₂/年、都市ガス由来が306.04tCO₂/年と予測します。	—
環境の保全のための措置	- 省エネルギー型製品(空調設備、LED照明等)の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 - 建物周辺について、植樹等による緑化により遮熱対策を進めます。 - 太陽光等の再生可能エネルギー施設については、管理事務所に太陽光発電を導入します。災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。 - 省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。 - 設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づき電力調達します。 - 機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。 - 来園時の温室効果ガスの排出量削減のため、マイカー以外の交通手段の利用促進についてホームページでの周知等を行うとともに、電気自動車の充電設備の設置を検討します。	—
評価の概要	予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。	—

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

準備書 p. 6. 1-3～6. 1-9 に示す、「6. 1 温室効果ガス 1) 調査」の記載について、「④調査方法 ウ 関係法令、計画等」に「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」を追加します。追記箇所は赤字で示します。

④ 調査方法

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
- ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」
- ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」

準備書 p. 6. 1-3～6. 1-9 に示す、「6. 1 温室効果ガス 1) 調査」の記載について、「⑤調査結果 イ 排出抑制対策の実施状況 (7) 温室効果ガスの排出抑制対策」に【第 1 号及び第 2 号該当事業者※ 向けの重点対策】(表 6. 1. 2 (1)、表 6. 1. 2 (2)) を追加します。また、準備書時点より法令に更新があったため、一部記載を修正します。修正、追記箇所は赤字で示します。

⑤ 調査結果

イ 排出抑制対策の実施状況

(7) 温室効果ガスの排出抑制対策

「横浜市地球温暖化対策計画書制度 2026 年度提出要領」（横浜市ホームページ、令和 8 年 6 月閲覧）で掲げられている基本対策及び重点対策は、表 6. 1. 2 に示すとおりです。

本市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（地球温暖化対策事業者）と本市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

表 6.1.2 (1) 「横浜市地球温暖化対策計画書制度」で掲げられている基本対策
【第1号及び第2号該当事業者※向けの基本対策】

名称	実施の判断基準
推進体制の整備	①本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ②①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
エネルギー使用量の把握	①エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ②①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
事務用機器の管理	①事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
受変電設備の力率の管理	①受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
照明の適正管理	①事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
空調設備の管理	①空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
空調用冷凍機の管理	①外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ②①で定めた運用を実施している。
換気設備の管理	①換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ②①で定めた運用を実施している。
フィルター清掃	①空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ②①で定めた運用を実施している。

※ 「第1号該当事業者」は本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500 キロリットル以上のものが該当します。

「第2号該当事業者」は連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500 キロリットル以上のものが該当します。

表 6.1.2 (2) 「横浜市地球温暖化対策計画書制度」で掲げられている基本対策
【第1号及び第2号該当事業者※向けの基本対策】

名称	実施の判断基準
ボイラーの管理	①過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
蒸気配管等の管理	①ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
燃焼設備の空気比管理	①燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	①使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。

※ 「第1号該当事業者」は本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のものが該当します。

「第2号該当事業者」は連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のものが該当します。

表 6.1.2 (3) 「横浜市地球温暖化対策計画書制度」で掲げられている基本対策

【第3号該当事業者※向けの基本対策】

名称	実施の判断基準
推進体制の整備	①本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策のための PDCA サイクルを回すための体制が整備されている。 ②①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する進捗確認、会議等を実施している。
自動車の適正な使用管理	①燃費、所用時間及び走行距離を考慮した走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みが整備されている。 ②①の基準に従った運用を実施している。使用目的に応じた適正な自動車を使用するよう、自動車の運用管理を行う。
エネルギー使用量等に関するデータの管理	①自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。 ②①の情報を活用した運用を実施している。
エコドライブ推進体制の整備	①エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。
自動車の適正な維持管理	①日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。 ②管理基準に基づいた運用を実施している。

※ 「第3号該当事業者」は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。）の前年度の末日における使用台数が100台以上のものが該当します。

表 6.1.2 (4) 「横浜市地球温暖化対策計画書制度」で掲げられている新たな重点対策
【全事業者向けの重点対策】

名称	実施の判断基準
脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT、②RE100、③RE Action、④GX リーグへの参画、⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 ※①から⑥のいずれかに参画等していること。
サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。 ※①から③の全てを実施していること。
脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。 ※①と②の両方を実施していること。
環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ②①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。 ※①と②の両方又は③を実施していること。
エネルギー消費効率の高い建築物の導入	①ZEB に適合した建築物、または ZEB に準拠した建築物を保有している。 ②ZEB に適合した建築物、または ZEB に準拠した建築物にテナントとして入居している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
サステナブルファイナンスの実施	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債券を発行している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
LED 照明の導入	①事業所に設置する照明器具を LED 照明としている。 ※事業所に設置する照明器具の 100%を LED 照明としていること。

表 6.1.2 (5) 「横浜市地球温暖化対策計画書制度」で掲げられている新たな重点対策
【第1号及び第2号該当事業者※向け】

名称	実施の判断基準
電力需給バランス調整への寄与	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供する DR（ディマンドリスポンス）に参加し、DR 対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供する VPP（VirtualPowerPlant：仮想発電所）に参加している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。

※ 「第1号該当事業者」は本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のものが該当します。

「第2号該当事業者」は連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のものが該当します。

準備書 p. 6. 1-3～6. 1-9 に示す、「6. 1 温室効果ガス 1) 調査」の記載について、「⑤調査結果 ウ 関係法令、計画等」に「(キ)「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（横浜市 令和 5 年 1 月）」を追加します。追加箇所は赤字で示します。

ウ 関係法令、計画等

(キ)「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（横浜市 令和 5 年 1 月）

この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画で、横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめたものです。

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）（平成 30 年 10 月）」の計画期間の満了に伴い、改定されました。

市役所全体の温室効果ガス排出量の削減目標(2013(平成 25)年度比)を、以下のとおり設定しています。

表 6. 1. 5 温室効果ガス排出量削減目標

年度	基準年度 (2013 年度)	2030 年度目標
排出量	91.6 万 t-CO ₂	46.0 万 t-CO ₂
基準年度比	—	▲50%

また、この計画における取組事項は以下のとおりです。詳細は表 6. 1. 6 に示すとおりです。

<取組事項>

全事業において実施する取組

- ・公共建築物の新築・改修等における取組
- ・再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組
- ・公用車における取組
- ・施設の運用及び職員が実施する取組

主要事業の特性を生かした取組

- ・一般廃棄物処理事業
- ・下水道事業
- ・水道事業
- ・高速鉄道事業
- ・自動車事業
- ・教育事業
- ・病院事業

表 6.1.6 (1) 全事業において実施する取組

1-1 公共建築物の新築・改修等における取組	公共施設への LED 等高効率照明の導入
	環境性能の高い施設の整備
	ESCO 事業の実施
	省エネ改修等の実施
	公共建築物における木材利用の促進
	エネルギー利活用技術の推進 ・公共施設への VPP（バーチャルパワープラント）の活用 ・DR（デマンドレスポンス）事業の継続
1-2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組	再生可能エネルギー設備の更なる導入
	再生可能エネルギー設備の適切な維持管理と効果の把握
	使用する電力のグリーン化促進
1-3 公用車における取組	一般公用車における次世代自動車等の原則導入
	公用車の効率的利用
1-4 施設の運用及び職員が実施する取組	全庁一丸となったエネルギーマネジメントの更なる推進
	管理標準を活用した施設の適切な運用
	運用改善や省エネ対策の徹底による施設管理の実施
	フロン類使用機器の排出抑制対策
	全職員が実施する取組 ・省エネ行動の実践 ・ワークライフバランスの推進 ・デジタル化の推進によるペーパーレス化 ・グリーン購入の推進 ・イベントの実施に伴う温室効果ガス排出等の削減 ・研修等の実施

表 6.1.6 (2) 主要事業の特性を生かした取組

2-1 一般廃棄物処理事業	プラスチックごみの削減
	各事務所など関連施設における設備等の改良
	環境負荷低減車両の導入
	ごみ焼却工場の送電電力量増加
	環境にやさしいエネルギーの地産地消の推進
	脱炭素化に向けた新技術等の調査・研究
2-2 下水道事業	設備の更新時における機器の高効率化
	最新技術を導入した汚泥焼却炉更新
	太陽光発電等再生可能エネルギー設備の導入
	省エネルギー技術及び創エネルギー技術に資する技術開発の推進
2-3 水道事業	自然エネルギーを活用した自然流下系施設（浄水場等）の優先的整備
	消費電力の削減に寄与する配水ポンプ設備の導入
	再生可能エネルギーの活用
	市民や企業、水源地との協働による水源林の整備
	環境教育の充実
2-4 高速鉄道事業	駅構内の照明や車両の客室灯の LED 化
	新型車両（4000 形）の導入
	電力効率の向上と省電力化の検討
	環境負荷の少ない市営交通の利用促進
2-5 自動車事業	エコドライブの徹底による燃費向上の推進
	環境に配慮した車両の導入
	環境負荷の少ない市営交通の利用促進
2-6 教育事業	学校施設建替え時等の環境配慮
	SDGs 達成の担い手育成（ESD）の推進
	省エネ意識の高揚と環境行動の徹底
2-7 病院事業	エネルギーサービスプロバイダー事業者と協力した省エネ化の推進

準備書 p. 6. 1-10 に示す「表 6. 1. 5 環境保全目標（温室効果ガス）」の記載について、下記のとおり変更します。準備書からの修正箇所を赤字で示します。

表 16-3 (1) 環境保全目標（温室効果ガス）
(準備書 p. 6. 1-10 表 6. 1. 5)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	・温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。
【工事中】 工事用車両の走行	

表 16-3 (2) 環境保全目標（温室効果ガス）
(赤字：準備書からの修正箇所)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	・温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。
【工事中】 工事用車両の走行	
【供用時】 施設の運営	

準備書 p. 6. 1-11～6. 1-19 に示す、「6. 1 温室効果ガス 3) 予測」の記載について、「(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量」を追加します。追加箇所は赤字で示します。

なお、表番号について、調査等の追記により、準備書の表番号と異なる番号となりますが、便宜的に、準備書の表番号の続番とさせていただきます。

(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量

①予測項目

予測項目は、施設の運営に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

②予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④予測方法

公園及び墓園整備事業で供用後に定常状態で使用するエネルギーの種類は、電気及び都市ガスです。導入予定の設備機器による電気及び都市ガスの年間使用量を整理のうえ、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省、令和 7 年 3 月）に基づき、温室効果ガスの排出量を予測しました。

ア 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

電気

$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$

都市ガス

$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{都市ガス使用量 (千m}^3\text{)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/千m}^3\text{)}$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 7 年 3 月）

⑤予測条件の整理

ア 単位使用量あたりの排出量

電気及び都市ガスの単位使用量あたりの排出量は、表 6.1.16 に示すとおりです。

表 6.1.16 単位使用量あたりの排出量

エネルギーの種類	単位使用量あたりの排出量
電気	0.421kgCO ₂ /kWh ^{※1}
都市ガス	2.05tCO ₂ /千m ³ ^{※2}

※1 「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和6年度実績-」（環境省・経済産業省、令和8年1月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

※2 「ガス事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和6年度供給実績-」（環境省・経済産業省、令和7年6月）の東京瓦斯株式会社の調整後排出係数を示しています。

イ 年間電気使用量及び都市ガス使用量

施設の運営において、公園及び墓園整備事業の各施設で想定される年間電気使用量は、表 6.1.17 及び表 6.1.18 に、年間都市ガス使用量は表 6.1.19 に示すとおりです。

表 6.1.17 施設の年間電気使用量

対象事業	施設用途	数量 延べ面積（㎡）	電気使用量原単位 （kWh/㎡・年）	年間電気使用量 （千 kWh/年）
		①	②	③＝①×②/1,000
公園 整備 事業	倉庫	300	105	31.50
	管理事務所1	500	105	52.50
	管理事務所2	500	105	52.50
	管理事務所3	1,000	105	105.00
	サッカー場観戦スタンド	22,000	59	1,298.00
	陸上競技場スタンド	6,000	19	114.00
	トイレ（6棟）	100	171	17.10
	合計（公園）	—	—	1,670.60
墓園 整備 事業	管理棟（墓園）	1,900	105	199.50
	納骨施設	920	105	96.60
	トイレ	40	171	6.84
	合計（墓園）	—	—	302.94
総計		—	—	1,973.54

※ 「建築物エネルギー消費量調査報告【第47報】ダイジェスト版」（一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会、令和6年4月）において、倉庫、管理事務所1～3、管理棟（墓園）、納骨施設は事務所（民間用途）、トイレはその他の値を引用しました。また、サッカー場観戦スタンド、陸上競技場スタンドは既存の公園の類似施設の消費電力の実績値を基に設定しました。

表 6.1.18 照明設備の年間電気使用量

対象事業	施設用途	数量	電気使用量 (kWh/日)	使用 日数	年間電気使用量 (千 kWh/年)
		①	②	③	④=①×②×③ /1,000
公園 整備 事業	陸上トラックナイター照明	4 基	72.00	250	72.00
	硬式野球場ナイター照明	6 基	72.00	250	108.00
	サッカー場ナイター照明	4 基	72.00	250	72.00
	テニスコートポール照明	60 灯	1.41	250	21.15
	ニューススポーツエリア・照明①	26 灯	2.40	250	15.60
	ニューススポーツエリア・照明②	20 灯	0.24	250	1.20
	駐車場ポール照明	25 灯	0.05	365	0.46
	園路ポール照明	225 灯	0.05	365	4.11
	合計（公園）	—	—	—	294.51
墓園 整備 事業	ポール灯（景観タイプ）	15 灯	0.08	365	0.44
	ポール灯（機能タイプ）	47 灯	0.02	365	0.34
	外周道路街灯	100 灯	2.40	365	87.60
	合計（墓園）	—	—	—	88.38
総計		—	—	—	382.89

※1 ポール照明の点灯時間は、毎日 17～21 時までが全点灯、21～翌日 5 時までが 1/2 の間引き点灯を想定して算出しています。ポール灯（景観タイプ）は 17 時～翌日 5 時まで全点灯、ポール灯（機能タイプ）は夕方～閉園時間の 3 時間程度、全点灯することを想定しています。外周道路街灯は 12 時間全点灯を想定しています。

※2 ナイター照明の稼働日数は、神奈川県の間年降雨日数を考慮して年間約 250 日程度、点灯時間は 17 時～21 時までを想定して算出しています。

※3 ナイター照明の電気使用量は、既存の公園の類似施設の消費電力の実績値を基にランプ効率を考慮し、一基当たりの電気使用量を算出しました。

※4 小数点以下第 3 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.1.19 年間都市ガス使用量

対象事業	施設用途	数量 延べ面積 (㎡)	都市ガス使用量 原単位 ($\text{m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{年}$)	年間都市ガス 使用量 ($\text{千m}^3/\text{年}$)
		①	②	③=①×②/1,000
公園 整備 事業	倉庫	300	—	—
	管理事務所 1	500	4.68	2.34
	管理事務所 2	500	4.68	2.34
	管理事務所 3	1,000	4.68	4.68
	サッカー場観戦スタンド	22,000	4.68	102.96
	陸上競技場スタンド	6,000	4.68	28.08
	トイレ (6 棟)	100	—	—
	合計 (公園)	—	—	140.40
墓園 整備 事業	管理棟 (墓園)	1,900	4.68	8.89
	納骨施設	920	—	—
	トイレ	40	—	—
	合計 (墓園)	—	—	8.89
総 計		—	—	149.29

※1 「建築物エネルギー消費量調査報告【第 47 報】ダイジェスト版」(一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会、令和 6 年 4 月)において、管理事務所 1～3、サッカー場観戦スタンド、陸上競技場スタンド、管理棟(墓園)は事務所(民間用途)の値を引用しました。

※2 倉庫、納骨施設、トイレは、都市ガスを使用しない計画です。

※3 小数点以下第 3 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

⑥ 予測結果

ア 施設の運営に伴い発生が想定される年間の二酸化炭素排出量

施設の運営に伴い発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は、表 6.1.20 及び表 6.1.21 に示すとおりです。

電力由来の二酸化炭素排出量は 992.06tCO₂/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は 306.04tCO₂/年、合計では 1,298.10tCO₂/年と予測します。

表 6.1.20 電力由来の二酸化炭素排出量の予測結果

対象事業	施設用途	年間電力使用量 (千 kWh/年)	二酸化炭素排出係数 (kgCO ₂ /kWh)	電力由来 二酸化炭素年間排出量 (tCO ₂ /年)
		①	②	③=①×②
公園整備事業	倉庫	31.50	0.421	13.26
	管理事務所 1	52.50	0.421	22.10
	管理事務所 2	52.50	0.421	22.10
	管理事務所 3	105.00	0.421	44.21
	サッカー場観戦スタンド	1,298.00	0.421	546.46
	陸上競技場スタンド	114.00	0.421	47.99
	トイレ (6 棟)	17.10	0.421	7.20
	陸上競技場ナイター照明	72.00	0.421	30.31
	硬式野球場ナイター照明	108.00	0.421	45.47
	サッカー場ナイター照明	72.00	0.421	30.31
	テニスコート照明	21.15	0.421	8.90
	ニュースポーツエリア・照明①	15.60	0.421	6.57
	ニュースポーツエリア・照明②	1.20	0.421	0.51
	駐車場ポール照明	0.46	0.421	0.19
	園路ポール照明	4.11	0.421	1.73
	合計 (公園)	1,965.11	—	827.31
墓園整備事業	管理棟 (墓園)	199.50	0.421	83.99
	納骨施設	96.60	0.421	40.67
	トイレ	6.84	0.421	2.88
	ポール灯 (景観タイプ)	0.44	0.421	0.19
	ポール灯 (機能タイプ)	0.34	0.421	0.14
	外周道路街灯	87.60	0.421	36.88
	合計 (墓園)	391.32	—	164.75
総 計		2,356.43	—	992.06

※ 小数点以下第 3 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.1.21 都市ガス由来の二酸化炭素排出量の予測結果

対象事業	施設用途	本事業の 年間都市ガス使用量 (千 m^3 /年)	二酸化炭素排出係数 (tCO_2 /千 m^3)	都市ガス由来 二酸化炭素年間排出量 (tCO_2 /年)
		①	②	③＝①×②
公園 整備 事業	管理事務所 1	2.34	2.05	4.80
	管理事務所 2	2.34	2.05	4.80
	管理事務所 3	4.68	2.05	9.59
	サッカー場観戦スタンド	102.96	2.05	211.07
	陸上競技場スタンド	28.08	2.05	57.56
	合計（公園）	140.40	—	287.82
墓園 整備 事業	管理棟（墓園）	8.89	2.05	18.22
	合計（墓園）	8.89	—	18.22
総 計		149.29	—	306.04

※ 小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

イ 温室効果ガスの削減目標について

公園及び墓園整備事業の供用に向けて、横浜市グリーン電力調達制度に基づく電力調達や太陽光等の再生可能エネルギー施設として管理事務所に太陽光発電の導入、省エネルギー型機器の積極的な採用等により、施設の運営に係る温室効果ガスの排出量について、50%以上の削減を図ります。また、目標達成に向けて、環境の保全のための措置をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のための取組を適切に講じてまいります。50%削減した場合の予測結果は表 6.1.22 のとおりです。

表 6.1.22 削減した二酸化炭素排出量の予測結果

対象事業	排出由来	二酸化炭素年間排出量（ tCO_2 /年）		
		予測結果		削減結果
公園整備事業	電力由来	827.31	1,115.13	557.57
	都市ガス由来	287.82		
墓園整備事業	電力由来	164.75	182.97	91.49
	都市ガス由来	18.22		
合計	電力由来	992.06	1,298.10	649.05
	都市ガス由来	306.04		

※ 小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

準備書 p. 6. 1-20 に示す、「6. 1 温室効果ガス 4) 環境の保全のための措置」の記載について、「施設の運営に対する環境の保全のための措置」を追加します。追加する表 6. 1. 23 (3) は赤字で示します。なお、表 6. 1. 23 (1) (2) の記載に修正はありません。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、施設の運営に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6. 1. 23 (1) ～ (3) に示す内容を実施します。

表 6. 1. 23 (3) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の運営	・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 ・建物周辺について、植樹等による緑化により遮熱対策を進めます。 ・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、管理事務所に太陽光発電を導入します。災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。 ・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。 ・設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づき電力調達します。 ・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。 ・来園時の温室効果ガスの排出量削減のため、マイカー以外の交通手段の利用促進についてホームページでの周知等を行うとともに、電気自動車の充電設備の設置を検討します。

準備書 p. 6.1-21 に示す、「6.1 温室効果ガス 5) 評価」の記載について、「(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量」を追加します。追加箇所は赤字で示します。

5) 評価

(3) 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量

施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、電力由来が 992.06tCO₂/年、都市ガス由来が 306.04tCO₂/年と予測します。施設の運営に伴い発生が想定される二酸化炭素の総排出量は 1,298.10tCO₂/年であり、本市の令和 4 年温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）（1,640.8 万 tCO₂/年）の 0.01%程度です。

横浜市役所の事業別の温室効果ガス排出量については 2030 年度までに基準年度（2013 年度）比で、温室効果ガス排出量を市役所全体で 50%、庁舎等で 72%削減することを目標としています。庁舎等の目標排出量（2030 年度）4.9 万 t-CO₂に対して、公園及び墓園整備事業の施設の運営に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の割合は 2.65%程度です。

また、環境の保全のための措置として、新しい技術も含めて検討したうえで、省エネルギー型製品や、太陽光等の再生可能エネルギー施設として管理事務所に太陽光発電を導入、グリーン電力調達制度に基づく電力調達、機器・設備等の運用改善、電気自動車の充電設備の設置検討、ホームページで公共交通機関の利用の呼びかけ等を実施し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。これらの環境の保全のための措置により、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出は可能な限り抑制されます。

さらに、環境の保全のための措置の実施等により、施設の運営に伴う温室効果ガス排出量 50%以上削減を目標値として設定し、温室効果ガスの排出量削減のための取組を適切に講じます。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

準備書 p. 8-2～8-6 に示す、「8.2 事後調査項目の選定」の記載について更新を行います。更新箇所は赤字で示します。

表 16-4 (1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

（準備書 p. 8-5 表 8.2 (1)）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の存在・土地利用の変化により、動物の生息及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の效果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
騒音	騒音	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

表 16-4 (2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

（赤字：準備書からの変更箇所）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	施設の運営	×	省エネルギー型機器等の導入や再生可能エネルギーの活用など、適切な環境の保全のための措置を行うため、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、事後調査項目として選定しません。
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	○	施設の存在・土地利用の変化により、動物の生息及び生態系に影響を及ぼす可能性があり、環境の保全のための措置として挙げた項目について、環境保全の效果に不確実性があるため、事後調査項目として選定します。
	植物	施設の存在・土地利用の変化	×	
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	○	
騒音	騒音	来園車両等の走行	×	来園車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しません。

17 切土・盛土の高さについて

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

準備書 2-16 ページに「図 2.3.6 切土・盛土の状況」がありますが、詳細が不明です。準備書 6.7-16 ページや準備書 6.11-13 ページに、「産業廃棄物最終処分場跡地においては、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません」という記載がありますが、準備書 2-16 ページの図は、25m メッシュでしか示されていません。産業廃棄物最終処分場跡地、以降は「産廃跡地」と言いますが、産廃跡地については、より細かいメッシュで、水平方向にも、垂直方向にも、詳細に切土・盛土の予定を図で示してください。

【令和7年度第11回審査会ご意見②】

準備書 6.11-12 ページには、「形質変更時要届出区域においては、切土及び盛土工事を行います」、準備書 6.7-17 ページには「一部の区画では切土工事を行う計画」とありますが、形質変更時要届出区域では、どの場所でも何mの切土を行うのでしょうか。より細かいメッシュの図面で示してください。

【事業者の見解】

令和7年度第11回審査会ご意見①について、造成計画（盛土・切土の位置及び規模）の詳細については、工事着手に向けて詳細な測量調査を実施してから検討するため、25mメッシュが現時点でお示しできる計画となりますが、産業廃棄物最終処分場跡地及び基準不適合等範囲において想定される切土深さ及び盛土高さについては、図 17-1 に示すとおりです。

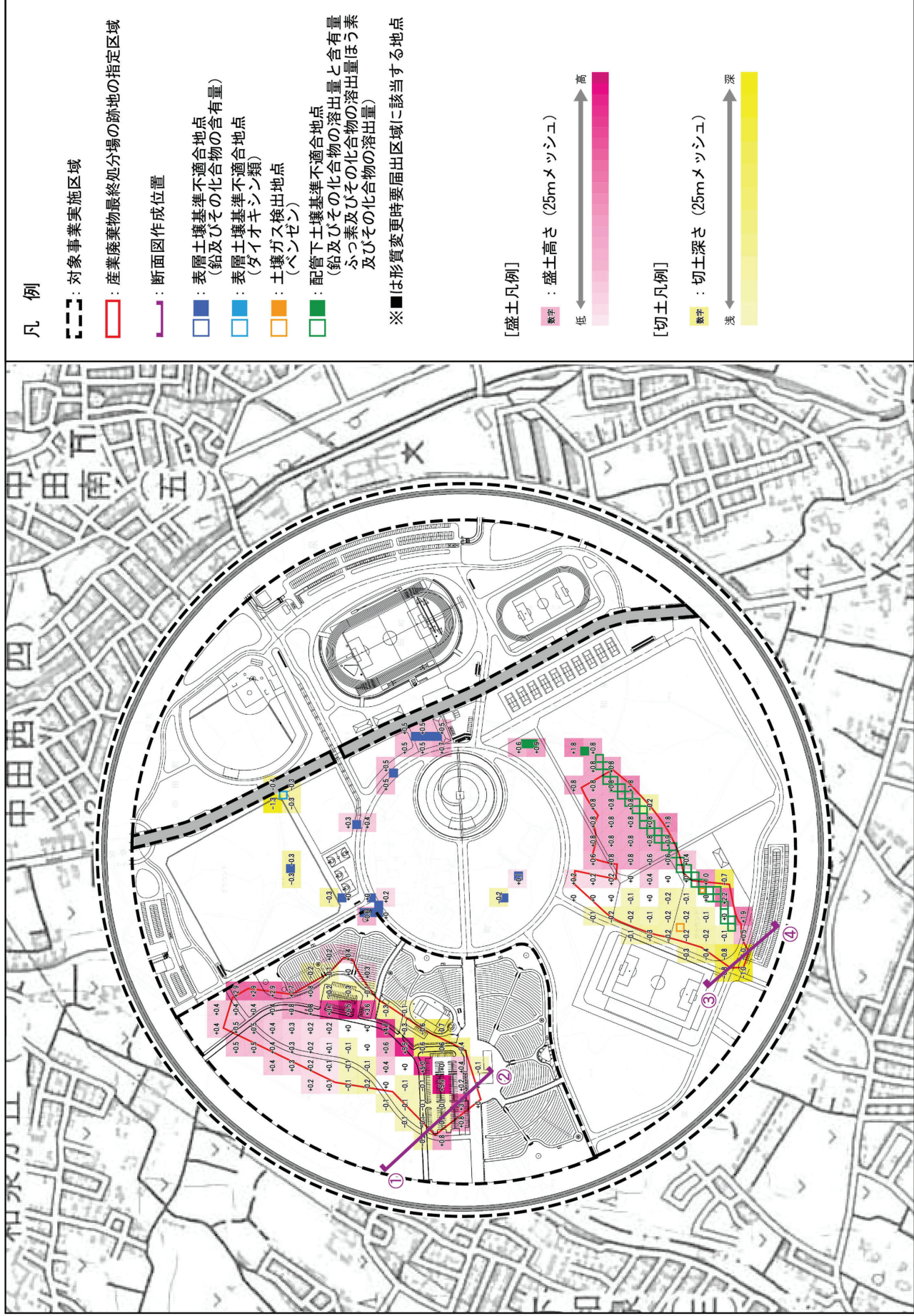
また、「深谷通信所跡地土質調査委託報告書」（令和2年3月）において実施された産業廃棄物最終処分場跡地部分におけるボーリング調査で確認された廃棄物の埋設高と計画地盤高を基に、断面図を作成しました。断面図作成位置図は図 17-1、断面図は図 17-2（1）～（2）、供用時の標高状況と断面図作成位置については図 17-3 に示すとおりです。

断面図は各産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域において、覆土厚が最も小さくなる地点で作成しました。覆土厚がもっとも小さくなる地点でも、墓園側では 0.85m、公園側では 1.10m の覆土厚が確保される見込みです。

以上のとおり、本計画においては、産業廃棄物最終処分場跡地において、覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わない計画としています。

令和7年度第11回審査会ご意見②について、形質変更時要届出区域で切土を行う区域は図 17-1 に示す 3 区画です。0.2m の掘削を行う区画が 1 箇所、0.3m の切土を行う区画が 2 箇所あります。

図 17-1 及び図 17-2（1）～（2）は、評価書資料編、「1.3 産業廃棄物最終処分地」にて、調査結果を取りまとめた資料として記載します。（図 17-1 は後述する図 21-1 と統合した図面を記載します。）



資料: 「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託報告書【範囲編】」(横浜市、令和6年3月)を基に加工して作成。

図 17-1 産業廃棄物最終処分場跡地及び基準不適合等範囲の切土深さ・盛土高さ、断面図作成位置図

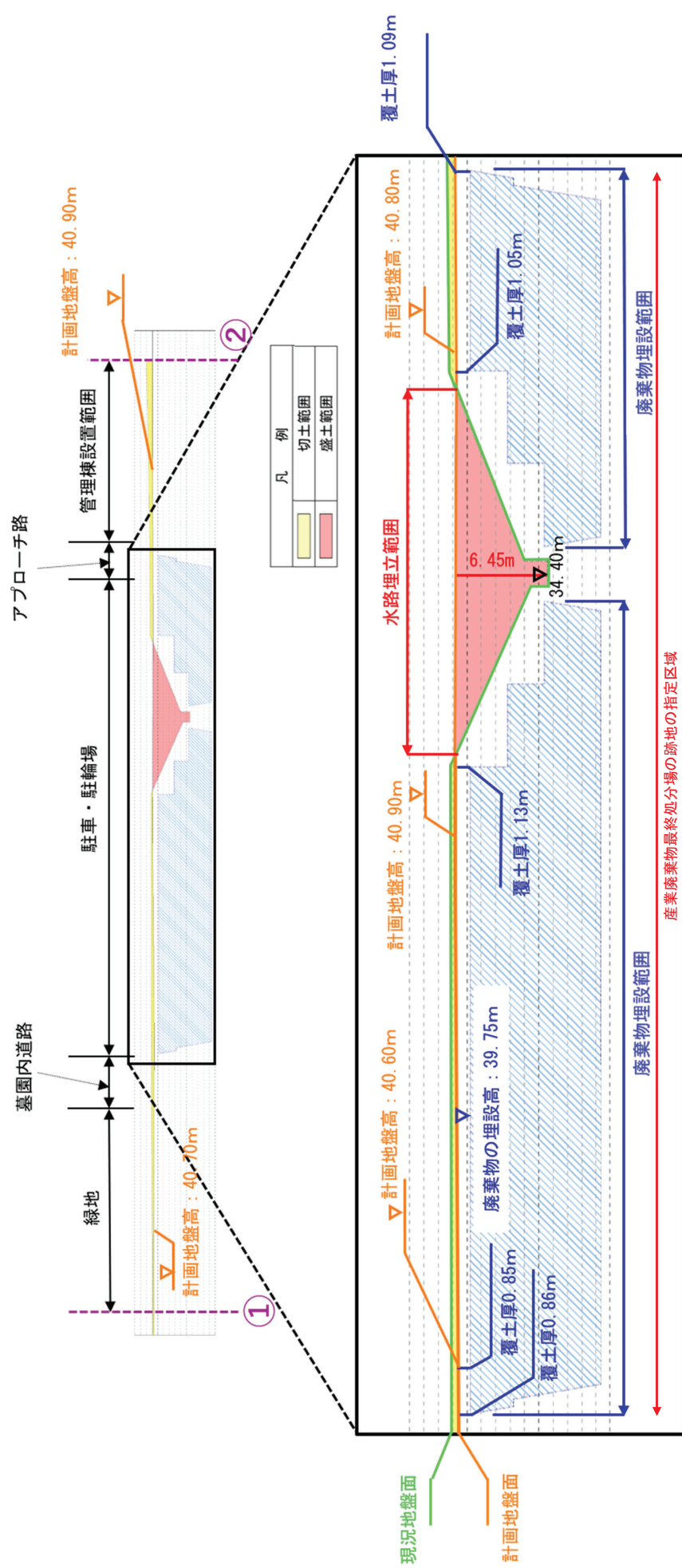


図 17-2 (1) 西側の産業廃棄物最終処分場跡地の断面図

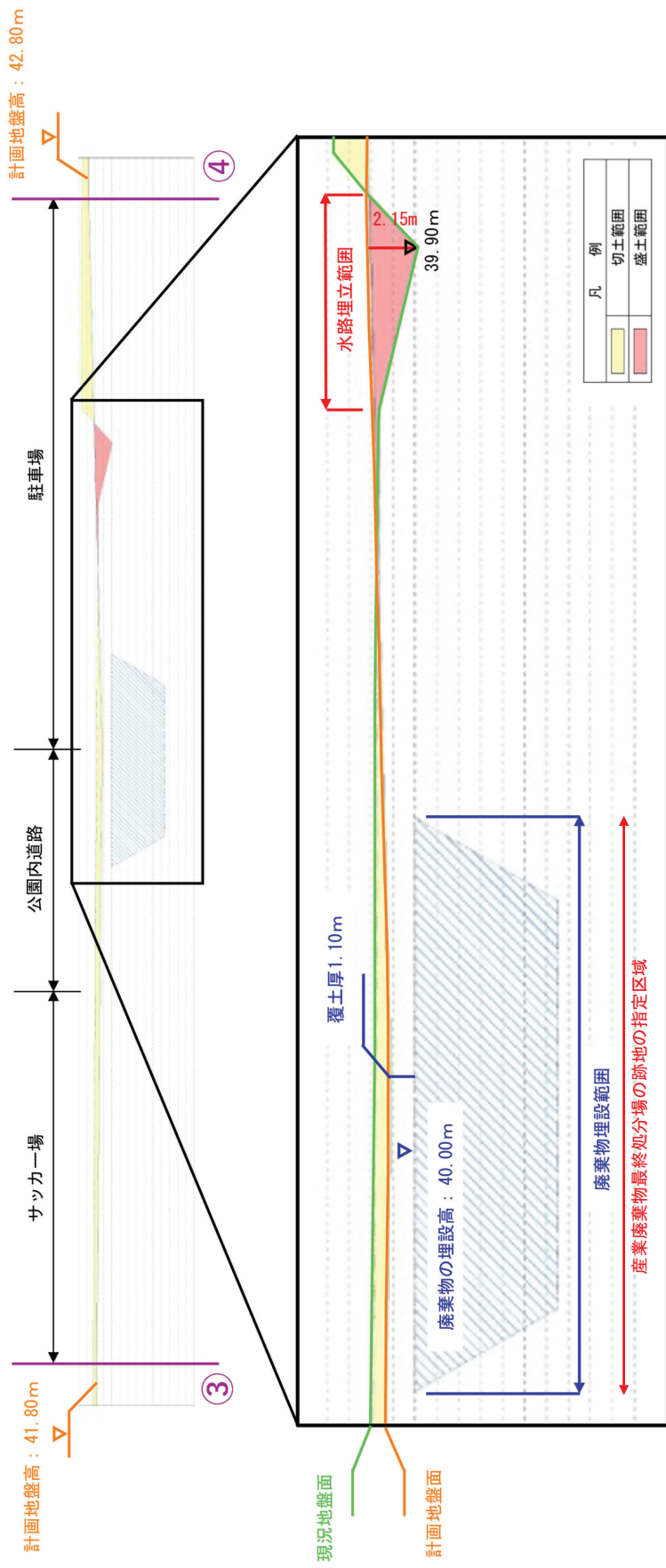
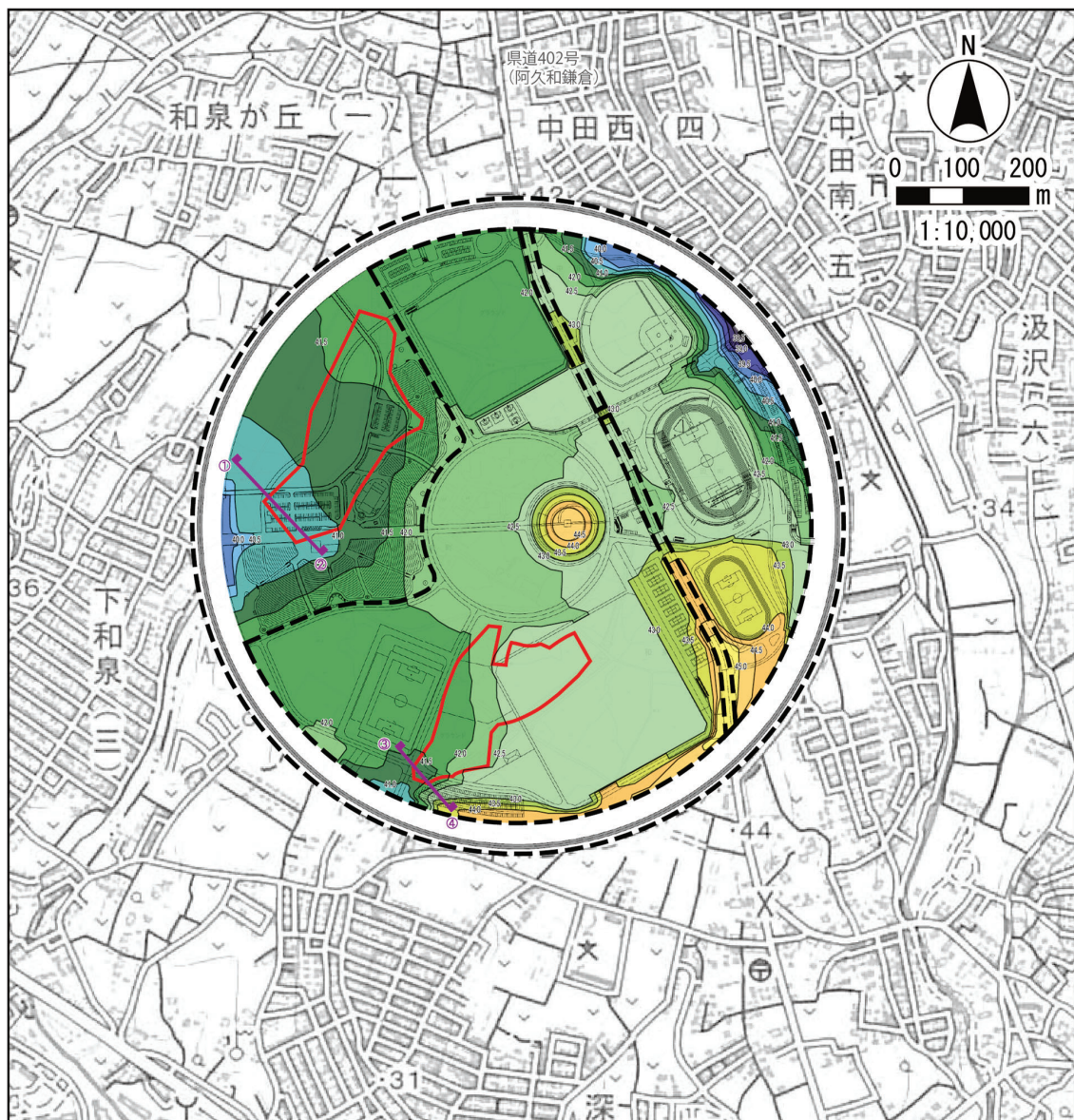


図 17-2 (2) 南側の産業廃棄物最終処分場跡地の断面図



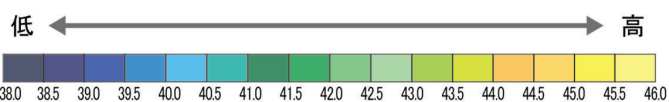
凡 例

■■■■: 対象事業実施区域

□: 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

—: 断面図作成位置

[標高]



資料: 「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」(令和6年3月)を基に加工して作成

図 17-3 供用時の標高状況と断面図作成位置

18 透水管の位置と河川水路への排水状況について

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

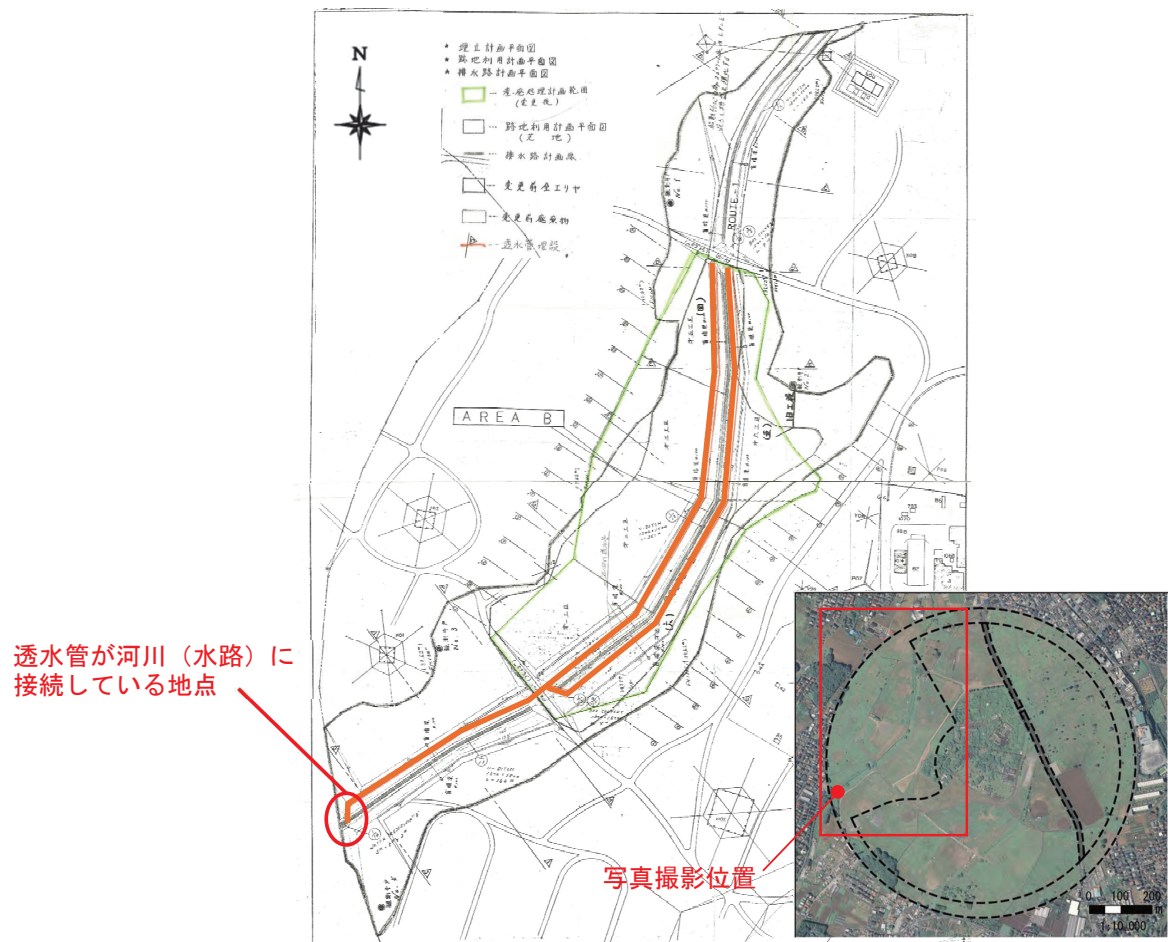
「産廃跡地の浸出水について」、準備書 資料編 1.3-5 ページの西側の産廃跡地の平面図では16本の断面を切っておりますが、準備書 資料編 1.3-8 から 1.3-11 に断面が示されており、各断面の下部には2本の透水管が埋設されています。また、準備書 資料編 1.3-12 ページの南側の産廃跡地の平面図には、排水路が中央を流れており、準備書 資料編 1.3-13 の断面図では、各断面の下部に透水管が埋設されています。西側と南側について、雨水による産廃跡地を経由した浸出水は、現在、具体的にどこから排出されているのでしょうか。浸出水が実際に流れている透水管の位置と河川又は水路への排水状況を図面で明示するとともに、その排水口の写真を示してください。

【事業者の見解】

透水管の埋設位置については、西側及び南側の産業廃棄物最終処分場跡地において、図 18-1 及び図 18-2 のとおり敷設されています。

また、西側の産業廃棄物最終処分場跡地については、図 18-1 の赤丸に示す透水管が河川（水路）に接続している地点において排水口を確認しています。排水口の写真は図 18-3（1）～（2）に示すとおりです。

南側の産業廃棄物最終処分場跡地については、現地で排水口の存在が確認されていませんが、透水管を含む既設管の状況は、資源循環局事業系廃棄物対策課等の関係部局と協議のうえ調査します。



資料：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書（平成 17 年 3 月 30 日受理）を基に加工して作成
 図 18-1 西側の産業廃棄物最終処分場平面図（透水管埋設位置）（準備書 p. 資 1. 3-5）



資料：A地区排水施設工事計画路（昭和57年10月7日受付）

図 18-2 南側の産業廃棄物最終処分場平面図（準備書 p. 資 1.3-12）



図 18-3 (1) 西側の透水管と河川（水路）の接続部で確認した排水口
（撮影：令和 8 年 5 月 20 日）



図 18-3 (2) 西側の透水管と河川（水路）の接続部で確認した排水口（近景）
（撮影：令和 8 年 5 月 20 日）

19 浸出水の水質について

【令和7年度第11回審査会ご意見】

浸出水の水質についてはどこかに明記されているでしょうか。

【事業者の見解】

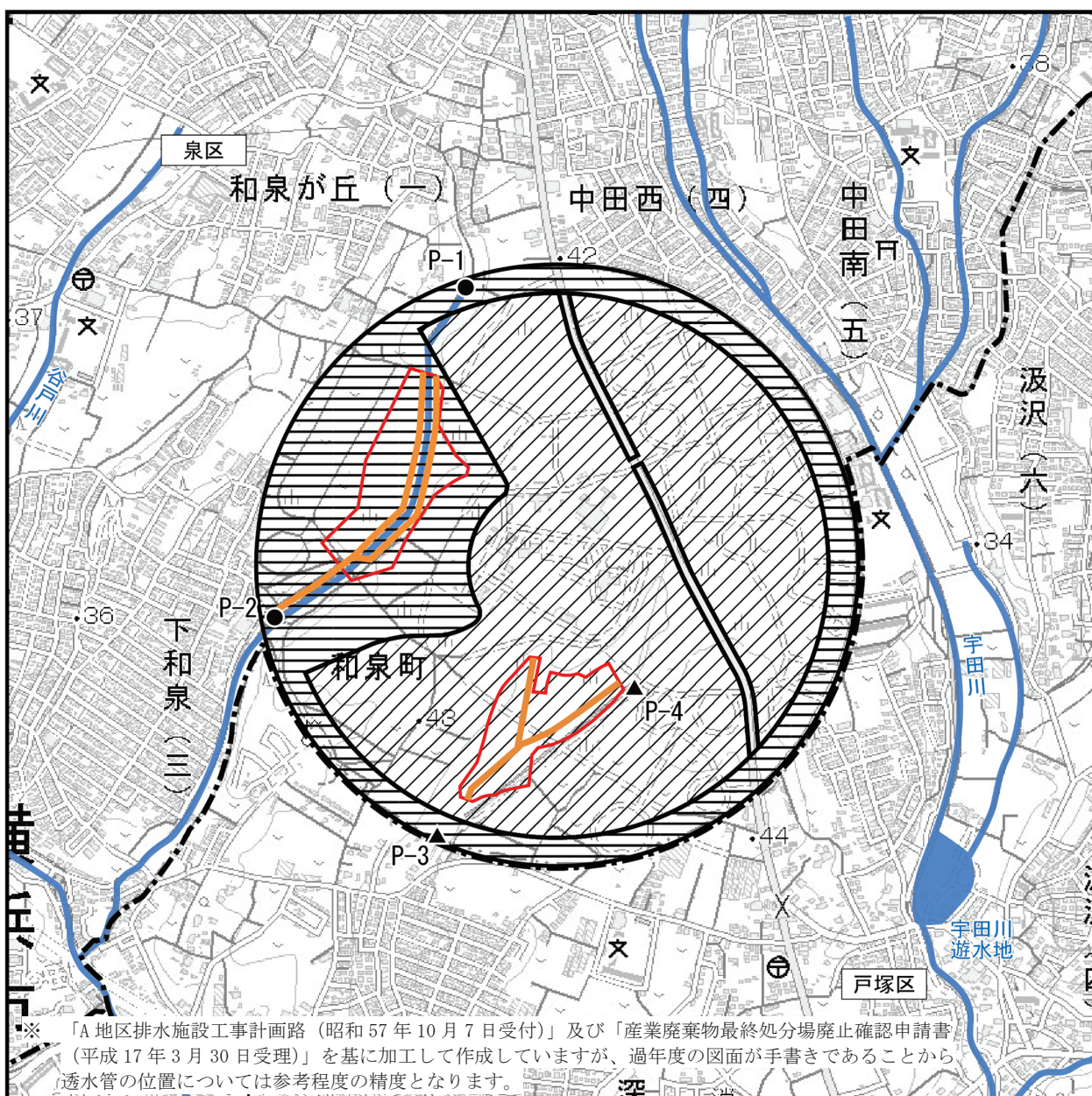
浸出水を対象とした水質調査は実施しておらず、準備書には記載していません。

一方で、西側の産業廃棄物最終処分場跡地については、「18 透水管の位置と河川水路への排水状況について」に記載のとおり、透水管と河川（水路）の合流地点と想定される地点に排水口を確認しています。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地の上流側にあたる P-1（図 19-1 参照）及び排水口の下流側にあたる P-2（図 19-1 参照）において水質調査を実施し、その結果を準備書の p. 6. 6-13～6. 6-14 表 6. 6. 6（1）～（2）に記載しています。

また、南側の産業廃棄物最終処分場跡地については、現地で排水口の存在が確認されていないことから、西側と同様に排水口の下流側として位置づけることはできませんが、産業廃棄物最終処分場よりも下流側の P-3（図 19-1 参照）で水質調査を実施しており、その結果を準備書の p. 6. 6-13～6. 6-14 表 6. 6. 6（1）～（2）に記載しています。

公共用水域の水質の調査結果は、ふっ素について、P-3 地点（図 19-1 参照）の冬季の調査結果のみ環境基準値を上回りました。それ以外の環境基準や一律排水基準が定められている項目については、全ての地点・時期において基準値を満足しました。

なお、図 19-1 の内容は準備書の p. 6. 6-5 図 6. 6. 1 に反映します。



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域
- : 区 境
- : 河 川
- : 透水管※
- : 調査地点（公共用水域の水質・底質：河川）
- ▲ : 調査地点（公共用水域の水質・底質：側溝等）

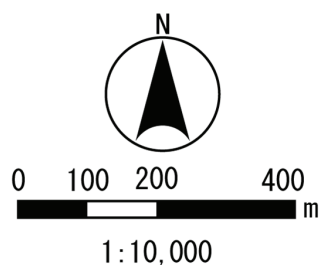


図 19-1 調査地点と透水管位置

20 盛土や重機の走行等による透水管の破損や浸出水のルートについて

【令和7年度第11回審査会ご意見】

産廃跡地は直接切土しないとのことですが、盛土をしたり、上を重機が走行すれば、浸出水の透水管が破損したり、浸出水のルート、水みちが変わる恐れがあるのではないのでしょうか。盛土等の場所の詳細及び荷重を見積もった上で見解を示してください。

【事業者の見解】

透水管を含む既設管の状況は、資源循環局事業系廃棄物対策課等の関係部局と協議のうえ調査し、調査結果を踏まえ、産業廃棄物最終処分場跡地利用のための工事対策計画を策定します。計画策定にあたっては、透水管及び浸出水の流下経路への影響を検討し、当該計画に基づき必要な対策を講じることで、浸出水への影響の低減を図ることが可能であると考えています。

これらの対応は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき実施します。

21 切土する汚染土壌について

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

切土する汚染土壌の量はどの程度になると予測されるのでしょうか。また、掘削した汚染土壌はどのように処理するのでしょうか。それらの情報がなければ、土壌汚染の拡散の恐れがないとは言えないと考えます。

【事業者の見解】

基準不適合等地点のうち、切土対象となる区画は図 21-1 に示すとおり、以下の5区画です。

- ・「表層土壌基準不適合地点（鉛及びその化合物の含有量）」：3区画（No.1～3）
- ・「表層土壌基準不適合地点（ダイオキシン類）」：1区画（No.4）
- ・「土壌ガス検出地点（ベンゼン）」：1区画（No.5）

配管下土壌基準不適合地点の切土対象となる区画については、基準不適合等が確認された深度まで掘削を実施しないため、汚染土壌は発生しません。

基準不適合等地点のうち、切土対象となる各区画の面積は100 m²（10m×10m格子）であり、いずれの地点においても基準不適合等は地表から深度0.5mまでの範囲で確認されています。

区画ごとの汚染土壌は以下のとおりです。

まず、「表層土壌基準不適合地点（鉛及びその化合物の含有量）」では、切土深さが1区画（No.1）で0.2m、2区画（No.2～3）で0.3mであることから、計80 m³の汚染土壌が掘削されると想定されます。

次に、「表層土壌基準不適合地点（ダイオキシン類）」（No.4）では、切土深さが1.2mですが、基準不適合等は地表から深度0.5mまでであるため、掘削される汚染土壌は約50 m³と想定されます。

さらに、「土壌ガス検出地点（ベンゼン）」（No.5）では、切土深さが0.2mであることから、約20 m³の汚染土壌が掘削されると想定されます。

以上のことから、表 21-1 に示すとおり、掘削される汚染土壌量は約150 m³と見込まれます。

なお、切土対象となる区画のうち、形質変更時要届出区域に該当するのは、「表層土壌基準不適合地点（鉛及びその化合物の含有量）」（No.1～3）が確認された3区画のみであることから、形質変更時要届出区域で切土される汚染土壌は約80 m³です。

掘削した汚染土壌については、土壌汚染の拡散防止対策として、基準不適合等地点において掘削や土壌の搬出を行う際には、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行う計画としていることから、汚染土壌は拡散しないものと考えられます。

なお、環境影響評価書において、「第6章 6.7 土壌」の「p.6.7-17 イ. 汚染土壌の処理方法」に表 21-1 と合わせて汚染土壌の発生量を追記します。表 21-1 の区画の位置については、評価書資料編「1.3 産業廃棄物最終処分地」に追記予定の図 21-1 を参照するように注釈を追記します。

表 21-1 掘削される汚染土壌量

No.	区画	形質変更時 要届出区域	区画面積 ①	汚染土壌を 掘削する深さ ②	掘削される 汚染土壌量 ③＝①×②	
1	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.2m	20 m ³	80 m ³
2	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.3m	30 m ³	
3	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.3m	30 m ³	
4	表層土壌基準不適合地点（ダイ オキシン類）	×	100 m ² [10m×10m]	0.5m	50 m ³	
5	土壌ガス検出地点（ベンゼン）	×	100 m ² [10m×10m]	0.2m	20 m ³	
合計					150 m ³	

※ 区画の位置については、図 21-1（p. 39）を参照願います。

<準備書 p. 6. 7-17 抜粋>

基準不適合地点の多くは表層及び深度 1 m で確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画ですが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を講じます。

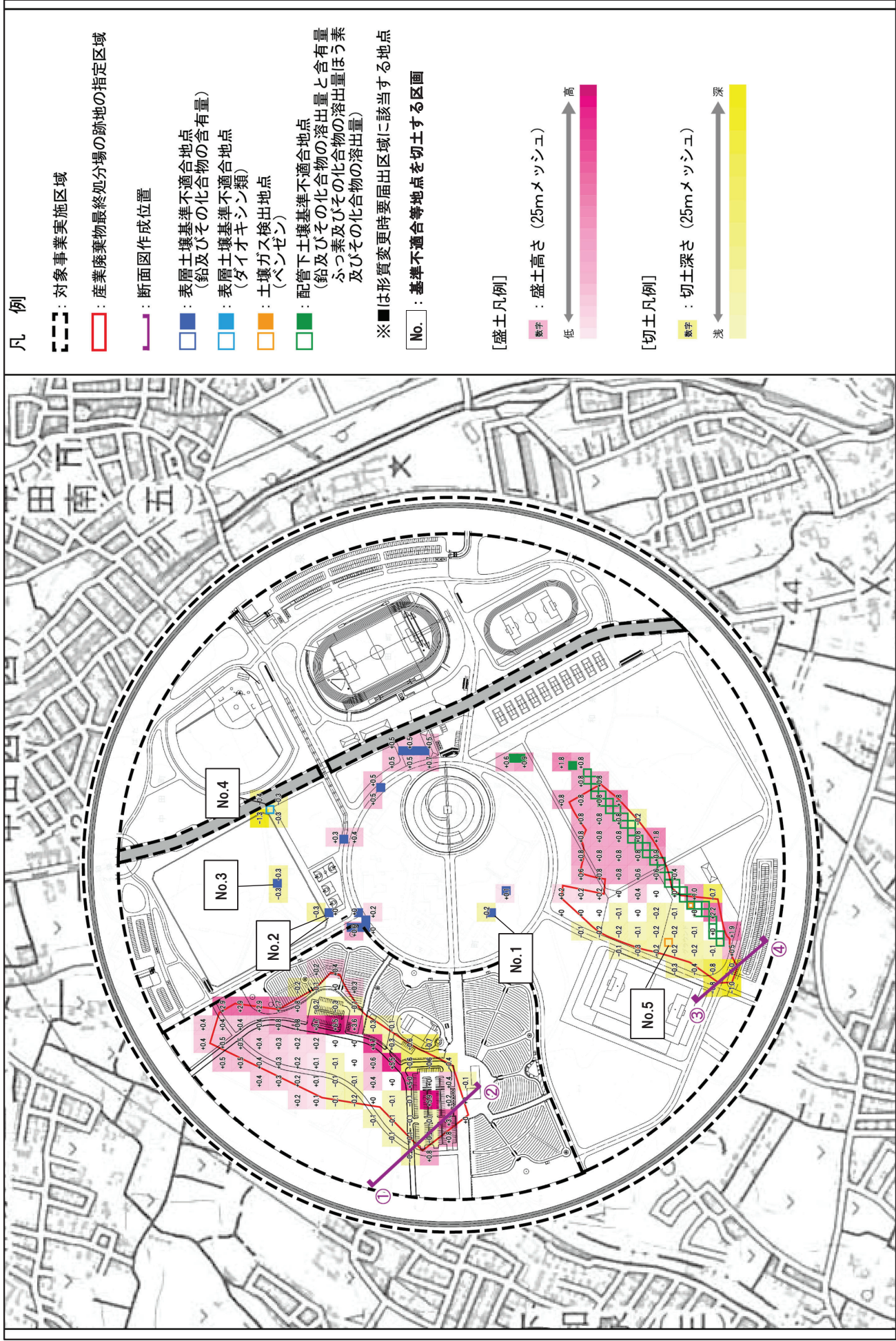
<赤字：準備書からの変更箇所>

基準不適合等地点の多くは表層及び深度 1 m で確認されており、多くの区画では盛土工事を行う計画です。一部の区画では切土工事を行う計画であり、表 6. 7. 6 に示すとおり最大で約 150 m³の汚染土壌が発生しますが、掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を講じます。

表 6. 7. 6 掘削される汚染土壌量

No.	区画	形質変更時 要届出区域	区画面積 ①	汚染土壌を 掘削する深さ ②	掘削される 汚染土壌量 ③＝①×②	
1	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.2m	20 m ³	80 m ³
2	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.3m	30 m ³	
3	表層土壌基準不適合地点（鉛 及びその化合物の含有量）	○	100 m ² [10m×10m]	0.3m	30 m ³	
4	表層土壌基準不適合地点（ダイ オキシン類）	×	100 m ² [10m×10m]	0.5m	50 m ³	
5	土壌ガス検出地点（ベンゼン）	×	100 m ² [10m×10m]	0.2m	20 m ³	
合計					150 m ³	

※ 区画の位置については、「資料編 1. 3 産業廃棄物最終処分地」の図●（p. 資 1. 3-●）を参照願います。



資料 : 「(仮称) 深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託報告書【墓園編】」(横浜市、令和6年3月)を基に加工して作成。

図 21-1 基準不適合等地点を切土する区画

22 建設発生土について

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

準備書 6.4-28 ページの「ウ」に、「公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画」とありますが、準備書 6.4-32 ページの表 6.4.24 では、「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用若しくは他の工事現場等の受入先に搬出します」とあります。なぜ場内で全量再利用できないのでしょうか。また、「再利用可能」ではないものがあるのでしょうか。あるとすればそれは何で、どの程度見込まれるのでしょうか。さらに、「他の工事現場等の受入先」の「等」とは何でしょうか。

【事業者の見解】

建設発生土の場内再利用について、公園整備事業の対象事業実施区域には土壌の基準不適合地点が存在し、一部切土工事を行うことから、表 21-1 (p. 37) に示すとおり約 150 m³の汚染土壌が掘削されると予測されます。これらの汚染土壌については、場内再利用ができないため、専門の業者等への搬入を予定しています。

「他の工事現場等の受入先」の「等」について、建設発生土は基本的には墓園整備事業での再利用を予定していますが、事業の進展に応じて他の工事現場や専門の業者へ搬入する可能性を考慮し記載しました。

なお、環境影響評価書において、基準不適合等地点に対して掘削や汚染土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散などを防止するために必要な措置を実施する旨を、準備書「第6章 6.4 廃棄物・建設発生土」の「表 6.4.24 環境の保全のための措置」(p. 6.4-32) に表 22-1 (2) のとおり追記します。準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

表 22-1 (1) 「第 6 章 6.4 廃棄物・建設発生土」の環境の保全のための措置
(準備書 p.6.4-32 表 6.4.24)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。
【供用時】 施設の運営	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

表 22-1 (2) 「第 6 章 6.4 廃棄物・建設発生土」の環境の保全のための措置
(赤字：準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 ・基準不適合等地点に対し掘削や汚染土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散などを防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際は、ダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。
【供用時】 施設の運営	・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

23 悪臭の状況に関する記載について

【令和7年度第11回審査会ご意見①】

準備書 3-95 ページの「7) 悪臭の状況」の文章で「ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。」は、表現が適当とは言えません。読み方によっては、施行令に指定されるのが事業所であるように読めます。悪臭防止法は排出源を事業所に限定しておらず、誤解を招きます。また、「6.11 悪臭」の予測において、環境保全目標を「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること」とし、産業廃棄物の最終処分場跡地であることをもって悪臭の発生源と考えるのであれば、(準備書) 3-95 ページにその旨を記載すべきです。

【令和7年度第11回審査会ご意見②】

準備書 6.11-6 ページに掲載されている今回の実態調査では、最終処分場の上部で悪臭は臭気指数 10 未満とありますが、過去から現在にこの場所で産業廃棄物最終処分場に起因する悪臭が感じられたことはあるのでしょうか。

【令和8年度第4回審査会ご意見】

令和7年度第11回審査会での私の意見が少し不十分だったことに気が付きました。最初に私が指摘したかったのは、文章として「悪臭防止法施行令に指定される事業所」と読めるのではないかという趣旨で、適当ではないと指摘をしました。それに対して、若干ですけれども文章の修正をいただいたところです。今このように書かれていますが、実は文章上の問題以上に、悪臭を発生させる事業場についての理解が違うのではないかと今回気が付いたのです。これは追加の意見になるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

1 つは、特定悪臭物質というのは、硫化水素やアンモニア、あるいは煙の中の焦げ臭の成分など、何か悪臭を出すような行為があれば出てくるものです。令和7年度第17回審査会の補足資料12の「特定悪臭物質を排出する工場その他の事業場は対象事業実施区域にはありません」という表現はそもそもおかしいです。公園や墓園自体がまず事業場であって、墓園の中で、例えば「落ち葉を集めたが、その管理が不適當で、何か嫌なにおいがする」となったら、それは特定悪臭物質を排出する恐れのある事業場にもなります。原料として買って来て使う化学物質とは違って、悪臭物質というのは、全ての事業活動において排出する可能性はいつでも十分あり、この表現自体がまず不適當だという点は指摘をしたいと思います。

また、この場所が悪臭防止法の規制地域には恐らくならないのですが、環境アセスメントとして状況を説明する場所ですので、今回整備する公園、あるいは墓園も、事業場になるという趣旨は入れているのかという感じがします。

さらに、悪臭の状況ですので、周りにこれまで悪臭に対する苦情があったかどうかという方が、本当は状況としては適切なのではないかと考えておりますので、悪臭の状況自体の表現を全体的に見直していただければいかかと考えております。

【事業者の見解】

令和7年度第11回審査会及び令和8年度第4回審査会での委員からのご指摘を踏まえ、準備書「第3章 7) 悪臭の状況」の記載を修正します。これらの内容は環境影響評価書に反映します。

また、対象事業実施区域内においては、特定悪臭物質はいかなる事業においても発生する可能性があるとのご意見を踏まえ、「悪臭防止法施行令」（政令第207号、昭和47年5月）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所に係る記載を削除し、公園及び墓園整備事業の実施に伴い、新たに事業場となることから、悪臭の発生に留意する旨を追記します。特定悪臭物質に係る記載に変わり、対象事業実施区域及びその周辺は、事業場等が立地していますが、特に強い悪臭を発生させる事業場等が無い旨を追記します。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地に起因する悪臭についての苦情の有無を、対象事業実施区域を含む米軍基地跡地を所管する、都市整備局基地対策課に確認を行いました。記録の確認できた平成30年以降悪臭についての苦情はありませんでした。準備書からの変更箇所は赤字に示すとおりです。

<準備書 p.3-95 抜粋>

7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」（横浜市告示第129号、昭和48年5月）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（政令第207号、昭和47年5月）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。

<赤字：準備書からの変更箇所>

7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」（横浜市告示第129号、昭和48年5月）により市街化区域が規制地域に指定されています。また、対象事業実施区域及びその周辺は、事業場等が立地していますが、特に強い悪臭を発生させる事業場等はありません。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地に起因する悪臭についての苦情の有無を、対象事業実施区域を含む米軍基地跡地を所管する、都市整備局基地対策課に確認を行いました。記録の確認できた2018年以降悪臭についての苦情はありませんでした。

対象事業実施区域内には産業廃棄物最終処分場跡地が存在し、悪臭の発生源となる可能性がある他、公園及び墓園整備事業実施に伴う事業活動による、悪臭の発生について留意する必要があります。